

令和6年度新たな住民税非課税世帯の皆さまへ

低所得者世帯支援給付金

(新たな住民税非課税世帯支援給付金)のご案内について

この給付金は、令和6年度の新たな住民税非課税世帯（下記の「◎給付対象となる世帯」の③に該当する世帯）を支援するために給付するものです。給付金を受給するには、確認や手続きが必要です。

給付金の給付額 1世帯あたり**10万円**

給付金の給付対象世帯と手続き

◎給付対象となる世帯（①～③のすべてに該当する世帯）

- ① 世帯全員が令和6年1月1日現在で日本国内に住民票がある世帯
- ② 令和6年6月3日（基準日）時点で野洲市に住民登録している世帯
- ③ 令和5年度住民税では課税世帯であったが、令和6年度住民税（定額減税前）では新たに非課税世帯となった世帯
 （※注）ただし、次のいずれかに該当する世帯は、給付金の対象外となります。
 - ・令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税であった世帯（非課税世帯または均等割のみ課税世帯を対象とした令和5年度給付金の受給世帯（受給対象世帯を含む））
 - ・住民税が課税されている人の扶養親族等（事業専従者を含む）のみからなる世帯
 - ・租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯
 - ・すでに他の市区町村で同様の給付金を受給した世帯（受給対象であった世帯を含む）または当該世帯の世帯主を含む世帯

◎手続き

野洲市から

低所得者世帯支援給付金（新たな住民税非課税世帯支援給付金）支給要件**確認書**が届いた世帯

野洲市から

低所得者世帯支援給付金（新たな住民税非課税世帯支援給付金）**申請書**が届いた世帯

受給のための**手続きが必要です。**

- 『確認書』に必要事項を記入して（口座情報を記入した場合（※）はその裏面に①口座確認書類の写しおよび、②本人確認書類の写しを貼付し）、下記の提出期限までに野洲市市民生活相談課までご提出ください。

※振込先口座を変更する場合や口座情報の記載がない（口座番号欄が空欄の）場合は上記①、②の添付が必要です。

- 給付金の給付時期…市が確認書を受理した週から、おおむね2週間後の金曜日

受給のための**手続きが必要です。**

- 『申請書』に必要事項を記入して、①世帯全員分の令和6年度住民税非課税証明書（※）、②口座確認書類の写し、③本人確認書類の写しの計3点の提出書類を添付し、下記の提出期限までに野洲市市民生活相談課までご提出ください。

※平成18年1月2日以降に出生した人は不要です。
 なお、世帯内に住民税均等割課税者がいる場合、申請しても給付金は給付されません。

- 給付金の給付時期…市が申請書を受理した日から、おおむね1か月後

＜提出期限：令和6年10月31日（木）（消印有効）＞

口座確認書類および本人確認書類について

- 口座確認書類**…通帳またはキャッシュカードの写し
- 本人確認書類**…運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート 等の写し

低所得者世帯支援給付金（新たな住民税非課税世帯支援給付金）等の「振込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

- 野洲市市民生活相談課 低所得者世帯支援給付金窓口

TEL. 077-588-1712 FAX. 077-586-2177

受付時間 平日 9:00～17:00